

令和4年10月2日執行予定

美馬市長選挙

徳島県選挙管理委員会が指定する病院、施設等における

不在者投票事務の手引

美馬市選挙管理委員会

目 次

はじめに	1
1 不在者投票とは	3
2 不在者投票のできる人は	3
3 不在者投票を管理するのは誰か	4
4 不在者投票管理者の主な仕事	5
5 不在者投票のできる期間及びその時間	5
6 不在者投票の種類	6
7 代理請求の事務	7
(1) 不在者投票の依頼の受付（投票用紙等の請求の依頼）	7
(2) 不在者投票のできる者であるかどうかの確認	8
(3) 代理請求（投票用紙の請求書の作成）	9
(4) 投票用紙の交付（選挙管理委員会→不在者投票管理者）	13
(5) 不在者投票	13
(6) 送致（郵送）	19
(7) 不在者投票の記録の作成	20
(8) 退院した者及び死亡した者の取扱い	21
8 本人請求の事務	21
9 船員の不在者投票	25
10 不在者投票経費の請求について	25
11 美馬市選挙管理委員会の所在地	28

本文中の法令の略称

法	・・・	公職選挙法
令	・・・	公職選挙法施行令
委員会	・・・	美馬市選挙管理委員会

はじめに

このたび、次の日程で美馬市長選挙（以下「市長選挙」という）を執行するため、この不在者投票事務の手引を作成しましたので御一読いただき、不在者投票の事務を行う際の参考にしてください。

御承知のとおり、不在者投票の制度は選挙の当日に投票所で投票するという原則の例外として設けられた制度であり、このうち指定病院、指定老人ホーム、指定身体障がい者支援施設及び指定保護施設（以下「指定病院等」という）においては、当該指定病院等の長等が不在者投票管理者となって不在者投票事務を行います。

不在者投票事務については、その取扱いを原因とした争訟や刑事事件となった例も生じており、厳格、公正に行っていただかなければなりません。

皆様方におかれても、このことを十分御理解いただき、入院中又は入所中の選挙人が不在者投票をされる場合には適正に、そして明るく親切に対応されるよう御協力をお願いします。

選挙の概要

種別	美馬市長選挙
選挙の行われる区域	美馬市の区域
投票できる人	美馬市に住所を有し、かつ、美馬市選挙人名簿に登録されている人
選挙期日の告示	令和4年9月25日（日）
選挙の期日	令和4年10月2日（日）
投票用紙の請求の期間	令和4年10月1日（土）まで
不在者投票のできる期間	令和4年9月26日（月）から 令和4年10月1日（土）まで
不在者投票のできる時間	毎日午前8時30分から午後5時まで
投票用紙	あさぎ色 黒色文字
点字用投票用紙	あさぎ色 黒色文字

1 一般的事項

- (1) 指定病院等の長等が代理で行う投票用紙等の請求は、入院または入所中の選挙人の依頼があったものに限られます（選挙人からの依頼は文書により行うようにしてください）。
- (2) 投票用紙等の交付を受けた選挙人が投票する前に退院または退所する場合は、直ちに美馬市選挙管理委員会（以下「委員会」という）へ連絡し、指示を受けてください。
- (3) 不在者投票管理者は、その業務上の地位を利用して、不在者投票に関して選挙運動をすることは禁じられています（法第135条第2項）。
- (4) 不在者投票管理者、立会人及び代理投票の際に選挙人を補助し投票の記載をする者については、一般の投票における場合と同様に、買収及び利害誘導罪、職権乱用による選挙の自由妨害罪、詐偽投票及び投票偽造、増減罪、投票の秘密侵害罪、立会人の義務を怠る罪等の罰則の適用があるので注意してください（法第255条）。

2 公職選挙法に係る事項

- (1) 不在者投票のできる期間は、選挙期日の告示日の翌日（9月26日（月））から選挙の期日の前日（10月1日（土））までです。
- (2) 不在者投票のできる時間は、不在者投票のできる期間の毎日午前8時30分から午後5時までです。
- (3) 投票の記載場所においては、候補者の氏名等を掲示することができません。

1 不在者投票とは

不在者投票とは、選挙の当日投票所に行き投票することができない人または身体に重度の障がいのある人のために、選挙の当日の前でも投票できるように考えられた制度です。

このように、選挙の当日投票所で投票するという「投票の原則」の例外の制度ですので、不正の混入を避け選挙の公正を確保するために、不在者投票の手続については細かな点についてまで厳格に規定されています。

2 不在者投票のできる人は

指定病院等において不在者投票のできる人は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 市長挙の選挙権を有していること。
- (2) 美馬市の選挙人名簿に登録されていること。
- (3) 不在者投票をしようとする指定病院等に入院中または入所中であること
(令第55条第2項及び第4項第2号)。

- (4) 選挙の当日、次のア又はイのいずれかに該当すると見込まれること。

ア 疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障がいのためまたは産褥にあるため歩行が困難であること（法第48条の2第1項第3号）。

イ 歩行が困難でない場合は、その入院または入所している指定病院等が、その人の登録されている選挙人名簿の属する投票区の区域外にあること（法第48条の2第1項第2号）。

・ 歩行が困難でない入院患者と不在者投票

選挙の当日に歩行が困難と見込まれない入院患者は、入院中の指定病院等がその患者の登録されている選挙人名簿の属する投票区の区域内にあるときは、他の不在者投票事由がない限り、その病院で不在者投票をすることはできません（法第48条の2第1項第2号）。

・ 分院での不在者投票

指定を受けた病院（本院の場合）に分院が設けられている場合で、その分院

自体が指定を受けていないときは、本院の院長の管理の下であっても分院の入院患者は不在者投票をすることはできません。

・ **付添人や病院等の勤務者と不在者投票**

指定病院等で不在者投票のできる人は入院または入所している人に限られていますので、付添人等はその指定病院等においては不在者投票をすることはできません。

3 不在者投票を管理するのは誰か

- (1) 不在者投票が選挙人の自由な意思に基づき公正に行われるために、不在者投票事務全般を管理執行するものとして、不在者投票管理者が設けられています。
- (2) 指定病院等における不在者投票管理者には、その指定病院等の長（病院の場合は院長）がなることになっています（令第55条第2項及び第4項第2号）。
 - ア 指定病院等の長が次の（ア）又は（イ）に該当するときは、不在者投票管理者となることができません。
 - （ア） 候補者となった場合
 - （イ） 外国人である場合
 - イ 指定病院等の長がアに該当するときまたは事故があったとき若しくは欠けたときは、次の者が不在者投票管理者になります。
 - （ア） 病院の場合は、その病院長の職務を代理すべき医師または歯科医師
 - （イ） 介護老人保健施設、老人ホーム、身体障がい者支援施設、保護施設、国立保養所または労災リハビリテーション作業所の場合は、その施設の長の職務を代理すべき者
 - ウ 指定病院等の理事長または理事は、病院長ではありませんので、不在者投票管理者となることはできません（病院長の職務を代理すべき医師または歯科医師でなければ、不在者投票管理者となることはできません）。
- (3) 不在者投票管理者は、その業務上の地位を利用して、不在者投票に関し選挙運動をすることは禁止されています（法第135条第2項）。

4 不在者投票管理者の主な仕事

- (1) 入院中又は入所中の選挙人の依頼に基づき、その選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用の封筒の交付をその選挙人名簿のある委員会に請求すること。
- (2) 交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を選挙人に渡し、立会人の立会いの下で不在者投票を行わせること（自分で投票用紙等を請求した入院中または入所中の選挙人についても同様に投票を行わせてください）。
- (3) 不在者投票を記載する場所の設備をすること。
- (4) 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること。
- (5) 投票の終わった不在者投票を委員会へ送致すること。

5 不在者投票のできる期間及びその時間

指定病院等での不在者投票は、9月26日（月）（告示日の翌日）から10月1日（土）（選挙期日の前日）までの毎日午前8時30分から午後5時までの間に行うことができます（法第270条）。

指定病院等での不在者投票は、選挙期日の前日までに不在者投票管理者の下で行うこと（令第58条第1項）とされていますが、投票を終えた投票用紙は、指定病院等の長から選挙管理委員会の委員長を経て、投票所の閉鎖時刻までにあらかじめ指定された投票区の投票管理者に届いていなければなりませんので、その間の時間的余裕を考慮して、できるだけ早く投票を行ってください。

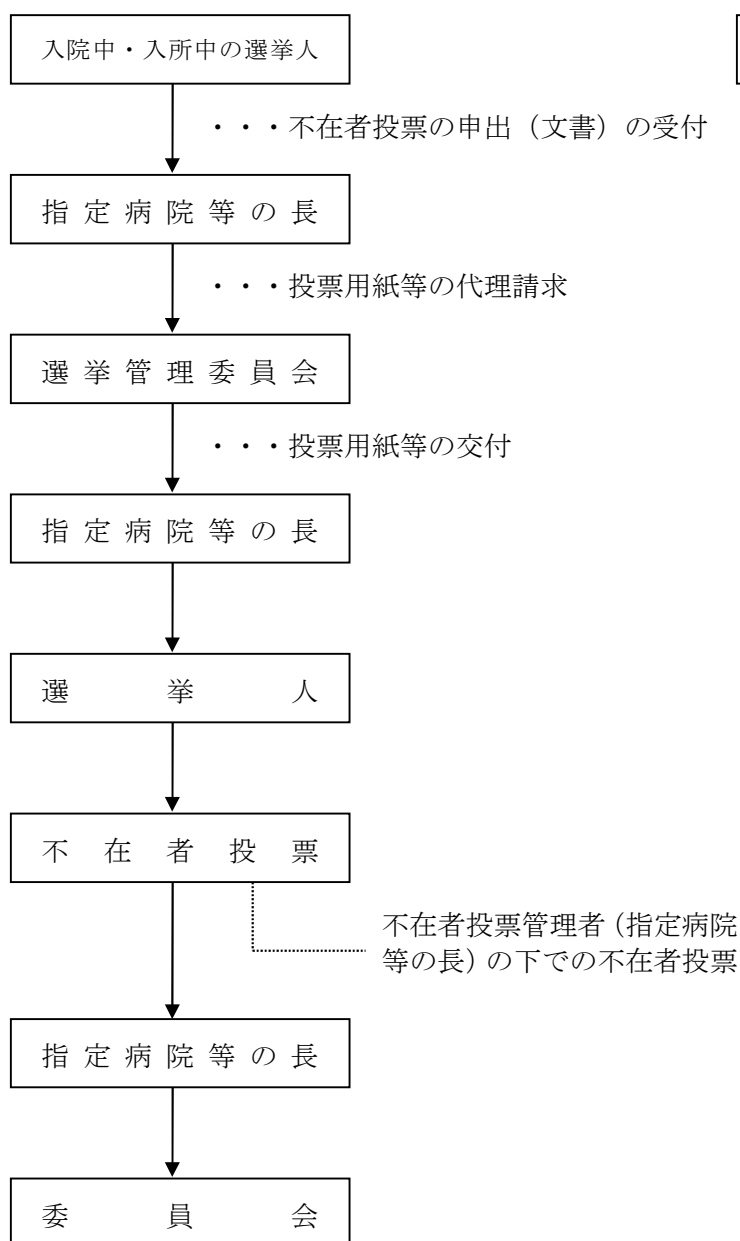
また、あらかじめ不在者投票を行う日を定めて投票することは差し支えありませんが、その日時を事前に十分周知しておいてください。

なお、あらかじめ不在者投票を行う日を定めた場合でも、選挙人からの依頼があれば、定められた期間中の毎日午前8時30分から午後5時までの間は不在者投票を行わせなければなりません。

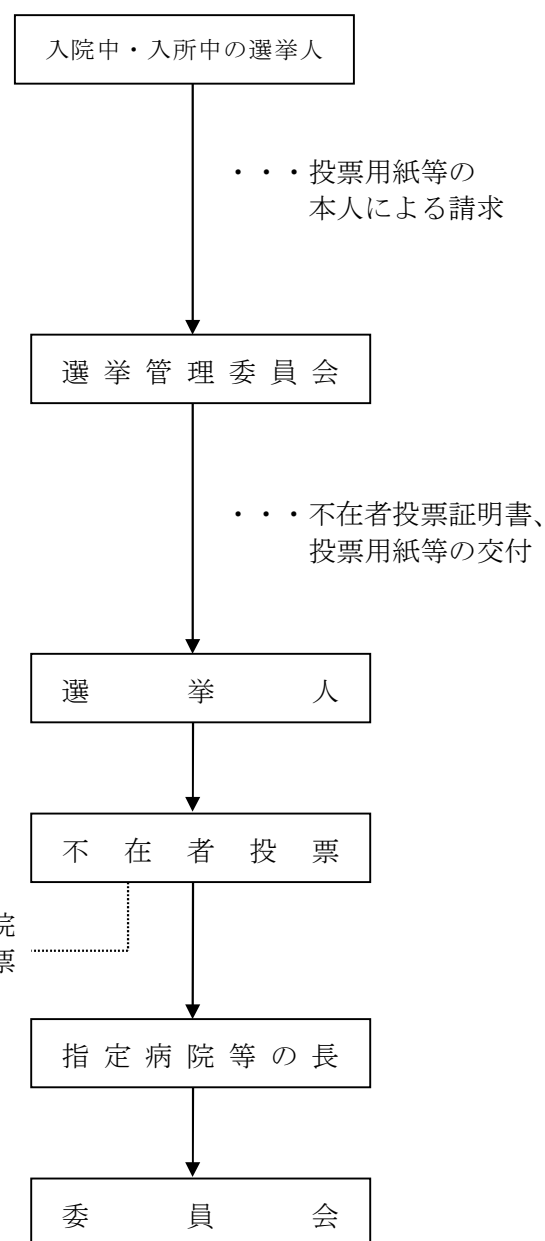
6 不在者投票の種類

指定病院等における不在者投票には、投票用紙等の請求を誰がするのかの違いにより、次のように(1)代理請求による方法、(2)本人請求による方法があります。

(1) 代理請求



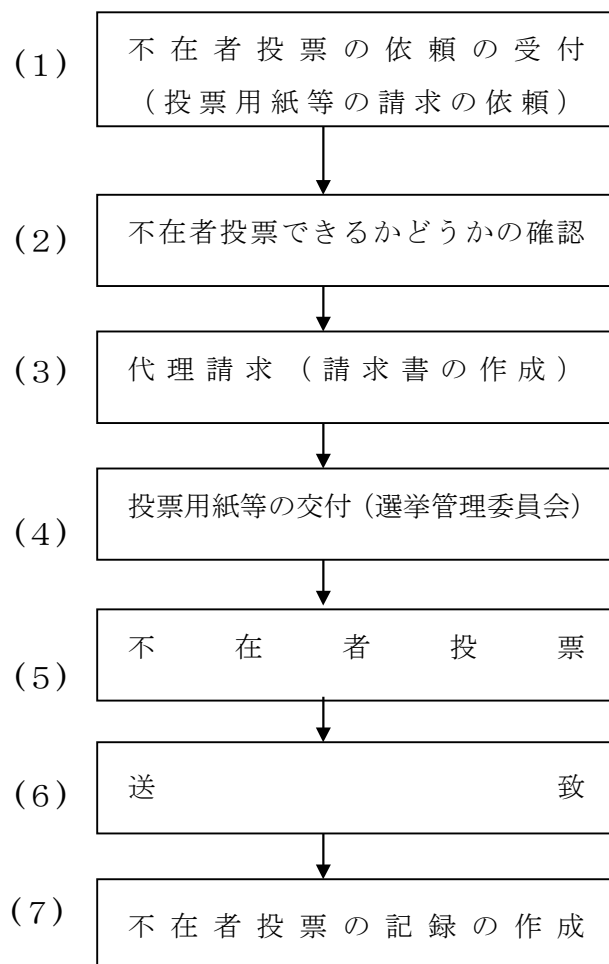
(2) 本人請求



指定病院等では、主に代理請求による方法で不在者投票が行われますので、まず「代理請求の事務」、「本人請求の事務」及び「選挙人が船員の場合の事務」について、以下に順次説明します。

7 代理請求の事務

代理請求による不在者投票の事務の流れは次のとおりです。



(1) 不在者投票の依頼の受付 (投票用紙等の請求の依頼)

不在者投票の依頼の受付 (投票用紙・不在者投票用封筒の交付を選挙管理委員会に請求することを、指定病院等の長に対して、入院中または入所中の選挙人が依頼すること。) に当たっては、投票の強制にならないよう注意してください。

また、不在者投票の依頼の受付は、必ず文書で行ってください。

- ・ 代理請求の場合、不在者投票の依頼が有効に行われたかどうかに関し争いがあったときの立証資料となりますので、不在者投票の依頼は必ず文書 (依頼書) により行ってください。

不在者投票の依頼書の様式例

依 頼 書

私は、令和4年10月2日執行の 美馬市長選挙 の投票を（当病院、当老人ホーム、当施設）で行いたいので、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求していただくよう依頼します。

令和4年○月○日

不在者投票指定施設の長 殿

選挙人住所 **美馬市穴吹町穴吹字九反地○番地**
*選挙人名簿に記載されている住所を記入してください。

選挙人氏名 ふりがな **穴吹太郎**

生年月日 明治
大正
昭和
平成
△△年△△月△△日

性別 **男**・女

病棟等	○○棟
階	○階

(代理記載人氏名)

*選挙人自らが記載することができない場合には、代筆者の氏名を記載してください。

(注) 選挙人名簿との照合に必要ですので、住所（公称町名で地番まで）、氏名（通称は不可）及び生年月日は、正確に記入してください。

(2) 不在者投票のできる者であるかどうかの確認

「2 不在者投票のできる人は」(P-3)を参照してください。

なお、そのほか次のことに注意してください。

ア 付添人及び職員等の不在者投票

指定病院等で不在者投票ができるのは、入院中または入所中の選挙人に限られます。付添人や職員等は不在者投票をすることはできません。

イ 歩行可能な者の不在者投票

入院中又は入所中の選挙人が歩行可能な場合、その者の登録されている投票区

の区域内にその指定病院等があるときは、その者はその指定病院等で不在者投票をすることができません。

ウ 分院の不在者投票

指定病院に分院があり、その分院自体が指定を受けていない場合は、分院の入院患者は本院においても分院においても不在者投票をすることができません。

(3) 代理請求（投票用紙の請求書の作成）

ア 請求の期間

投票用紙の請求は、告示日前においても請求することができます。また、選挙の期日の前日（10月1日（土））まで請求することができますが、所要日数を考慮して早めに請求してください。（「5 不在者投票のできる期間及びその時間」（P-5）参照）

美馬市選挙管理委員会は、投票用紙の請求があった場合には、選挙人名簿又はその抄本と対照し、直ちに「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」（内封筒1枚、外封筒1枚）を交付します。なお、告示日以前に請求を受けた場合にあっては選挙期日の告示日の翌日以降直ちに交付します。（令53）

イ 請求先

当該選挙人の名簿登録地である美馬市選挙管理委員会の委員長に請求してください。

なお、委員会の所在地は、（P-28）を参照してください。

ウ 請求書作成上の注意点

（ア）住所は、必ず町名・字名・番地まで記入してください。（不十分な住所表示では、選挙人名簿による照合ができない場合があります。）

（イ）氏名は、本名（戸籍の名）を記入してください。選挙人名簿は、本名で調製されていますので、通称等が記入されている場合には、選挙人名簿との照合できません。

（ウ）生年月日は、正確に記入してください。

（エ）住所、氏名、生年月日のうち、どれか1つでも選挙人名簿と異なれば、委員会から指定病院等に再確認を依頼しなければなりません。

（1）の「不在者投票の依頼の受付」に当たっては、正しい住所、氏名、生年

月日を記入するよう説明してください。

(オ) 点字投票の申し立て

点字投票をするときは、選挙人が依頼の際に申し立てることになっています。点字による不在者投票の申し立てがあったときは、請求書の備考欄に「点字」と記入してください。この選挙人には、点字用の投票用紙（「点字投票」の記載及び点字による選挙名の表示があります）を交付してください。

(カ) 請求者

a 請求者は、不在者投票管理者である指定病院等の長です。なお、病院の場合、請求者は「病院長」のみが請求者となれます。（理事長、理事または事務局長等は請求できないので注意してください。）（「3 不在者投票を管理するのは誰か」の(2) (P-4) 参照）

b 職名（肩書）、氏名を正確に書いてください。特に職名は、請求者がその指定病院等の長であるかどうかを判断するのに必要です。（請求者の押印は、不要です。）

(キ) 請求の方法

直接使送人による方法でも、郵便による方法でも差し支えありません。

(ク) 請求書

投票用紙の請求書の様式は、(P-11、12) のとおりです。

・請求に当たっては、控えを必ずとっておいてください。

選挙管理委員会に投票用紙を請求する際の様式

請 求 書

住所	選挙人氏名	投票区	名簿番号	生年月日	備考
			-	M T S H . . .	
			-	M T S H . . .	
			-	M T S H . . .	
			-	M T S . . .	
			-	M T S H . . .	
			-	M T S H . . .	
			-	M T S H . . .	
			-	M T S H . . .	
			-	M T S H . . .	
			-	M T S H . . .	
			-	M T S H . . .	
			-	M T S H . . .	
			-	M T S H . . .	

上記の選挙人は、令和4年10月2日執行の美馬市長選挙の当日、
 当 _____ にあるため、当 _____ において
 投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項（第51条第2項において準用する第50条第4項）の規定による依頼があったので、上記の選挙人に代わって、投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和 年 月 日
 (住所)
 (職)
 (氏名)

美馬市選挙管理委員会委員長 殿

- 備考一 選挙人から点字による投票の申立ての依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。
 二 選挙人の住所（選挙人名簿に登録されている住所）を十分確認し、正確な住所を記載すること。

記載例
請 求 書

住所	選挙人氏名	投票区	名簿番号	生年月日	備考
美馬市〇〇町字▽▽××番地	〇 〇 〇 〇		-	M ① S H 〇・〇・〇	
美馬市〇〇町▽▽××番地	△ △ △ △		-	M T ⊙ H 〇・〇・〇	点字
			-	M T S H . . .	
			-	M T S H . . .	
			-	M T S H . . .	
			-	M T S H . . .	
			-	M T S H . . .	
			-	M T S H . . .	
			-	M T S H . . .	
			-	M T S H . . .	
			-	M T S H . . .	
			-	M T S H . . .	
			-	M T S H . . .	

上記の選挙人は、令和4年10月2日執行の美馬市長選挙の当日、
当 **〇〇病院** にあるため、当 **〇〇病院** において
投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項（第51条第2項において準用する第50条第4項）の規定による依頼があったので、上記の選挙人に代わって、投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和 4 年 〇 月 〇 日

(住所) **徳島市〇〇町〇丁目〇〇**

(職) **病院長**

(氏名) **徳島 太郎**

美馬市選挙管理委員会委員長 殿

- 備考一 選挙人から点字による投票の申立ての依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。
二 選挙人の住所（選挙人名簿に登録されている住所）を十分確認し、正確な住所を記載すること。

(4) 投票用紙の交付（選挙管理委員会→不在者投票管理者）

ア 代理請求のあった選挙人につき、選挙人名簿に登録されているかどうか不在者投票事由に該当すると見込まれると認められるかどうかについて確認の後、投票用紙及び不在者投票用封筒（内・外）を不在者投票管理者に交付します。

イ 委員会から投票用紙等の交付を直接受ける場合は、持ち帰る途中に紛失等の事故のないように注意してください。

ウ 交付を受けたときは、必ずその数を確認しておいてください。

エ 指定病院等の長は投票用紙等の收受簿を作成し、その收受を明らかにしておいてください。また、投票用紙等を選挙人に渡す際、選挙人の受領印を必ず徴してください。

(5) 不在者投票

ア いつ投票させるのか

（ア）不在者投票は、9月26日（月）（告示日の翌日）から10月1日（土）（選挙期日の前日）までの毎日で、午前8時30分から午後5時までの間に、不在者投票管理者の下で行われなければなりません。（法第270条）

しかし、不在者投票を終えた投票は、選挙管理委員会を經由して、選挙当日に投票所の閉鎖時刻までにあらかじめ指定された投票所へ届け出なければなりませんので、所要日数を考慮して、なるべく早めに投票するようにしてください。

（イ）指定病院等において投票日を定めて不在者投票を行う場合は、その日時は選挙人に十分周知してください。

イ 投票所の設備

不在者投票管理者は、不在者投票を記載する場所を設けなければなりません
が、その設営に当たっては、次の点に注意してください。

（ア）投票を記載する場所には机等を置き、机上には黒鉛筆を備えてください。

（イ）点字投票を申し立てた人がいるときは、点字器を用意してください。

（ウ）机等の配置に当たっては、投票の秘密が守られるよう、十分留意してください。

投票記載場所は、投票の秘密を守るために、十分な面積を有し選挙人の投票が他人から見えないように設営してください。

(エ) 選挙運動または政治活動に関するポスター、ビラなどは、一切取り除いてください。また、室外のポスターなどが見えるときは、これが見えないようにしてください。

(オ) 指定病院等での不在者投票には、氏名等掲示の制度はありません。立候補者の氏名等については、あらかじめ選挙人が自分で調べておくよう指導しておいてください。

(カ) 選挙公報は、投票記載場所に掲示することはできません。

(キ) 重病人等歩行困難な選挙人の不在者投票については、不在者投票管理者の管理の下で立会人の立会いがある限り、例外としてベッドの上ですることも差し支えありません。

ただし、この場合は投票の秘密保持に特に注意を払ってください。また、室内に選挙運動または政治活動に関するポスター、ビラなどが掲示されていないよう、特に注意してください。

ウ 不在者投票立会人（令第58条第3項）

不在者投票を行う場合は、選挙人の自由な意思の表明を容易にし、かつ不在者投票事務が公正に行われるように監視する役目をもつ立会人を次の方法で選び、不在者投票事務に立ち合わせてください。立会人が立ち合わない不在者投票は無効となりますので、特に注意してください。

(ア) 立会人は誰が選ぶか

立会人は、不在者投票管理者が選んでください。

(イ) 立会人の資格はどうか

選挙権を有する者でなければなりません。

選挙権を有する者とは、①満18歳以上の日本国民で、②選挙犯罪等により選挙権を停止された者でない者をいいます。（必ずしも選挙人名簿に登録されている必要はありません。）

(ウ) 立会人の人数は

特に制限はなく、最低1人を立ち合わせてください。

エ 投票用紙等の交付

(ア) 投票用紙、不在者投票用内封筒及び外封筒、各 1 を確実に選挙人に渡してください。

特に、投票用紙は、封筒の中に入っていることをはっきり選挙人に確認させてください。

(イ) 不在者投票用外封筒の表面に選挙人の氏名が記載されているシールを貼っていますので、必ずその選挙人に渡してください。

(ウ) 点字投票を申し立てた人には、委員会から交付を受けた点字用の投票用紙（「点字投票」の旨の記載及び点字による選挙名の表示があります。）、不在者投票用封筒（内・外）とあらかじめ用意した点字器を渡してください。

(エ) 投票用紙等の様式は次のとおりです。

美馬市長選挙投票用紙の様式

(一般用)

候補者氏名	美馬市長選挙投票
	○ 注意
	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
	二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
	美馬市選挙管理委員会之印

(点字用)

候補者氏名	美馬市長選挙投票	点字投票
	○ 注意	
	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。	
	二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	
		美馬市選挙管理委員会之印

不在者投票用外封筒の様式

裏

交付市町村名
交付年月日 令和 年 月 日
船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名
県(都道府) 郡(市区) 町(村)

表

⑤美馬市長選挙
不在者投票
(外封筒)

④ 立会人氏名

③ 不在者投票管理者職氏名

投票年月日 令和 年 月 日

投票場所

※代理投票の仮投票の場合
②(代理記載人氏名)

美馬市選
挙管理委
員会之印

投票者氏名
①

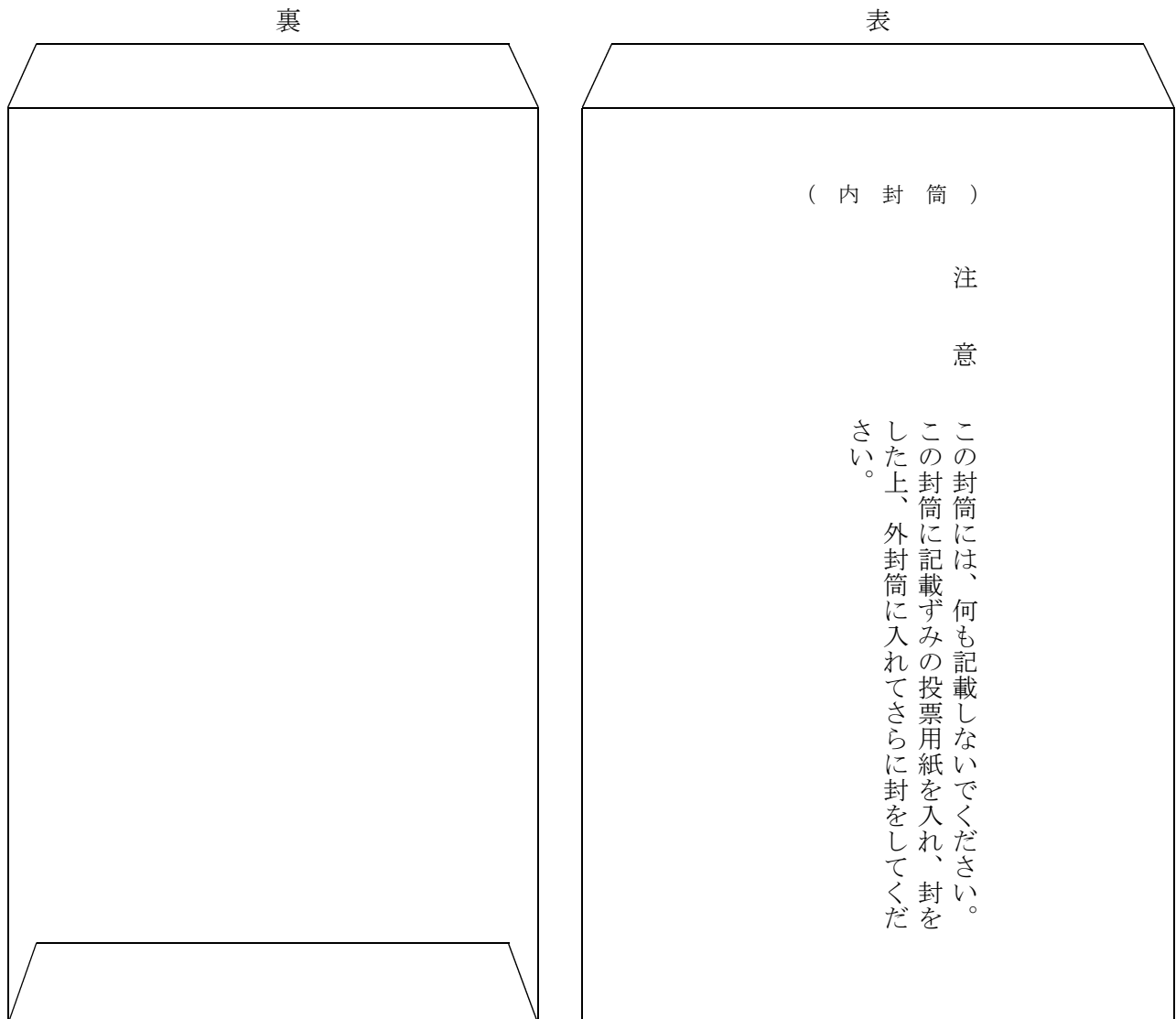
注意 あなたの氏名を必ず自分で書いてください。

不在者投票事由	1・2・3・4・5・6	男・女
投票区	名簿登録番号	
	—	

⑥ 封筒の色、インクの色

- ① 選挙人本人が署名すること。代理投票及び代理投票の仮投票の場合には、代理記載をした補助者が選挙人の氏名を記入すること。
- ② 代理投票の仮投票の場合にのみ代理して記載した補助者の氏名を記入すること。
(普通の代理投票の場合には記載しないこと。)
- ③ 「投票年月日」、「投票場所」、「不在者投票管理者職氏名」を正確に記入すること。
(ゴム印、タイプ等でもよい。)[投票場所]には施設名及び室名を記載すること。
- ④ 立会人の署名であること。(ゴム印、タイプ等によることはできません。)
- ⑤ 「美馬市長選挙」と印刷しています。
- ⑥ 封筒の色は白色、インクの色は、黒色を使用しています。

不在者投票用内封筒の様式



オ 投票

(ア) 選挙人に次のような手順で投票させてください。

- a 投票を記載する場所で、投票用紙に候補者1人の氏名を自書する。
- b 投票用紙を内封筒に入れ、封をする。
- c 内封筒を外封筒に入れ、封をする。
- d 外封筒の表面（投票者氏名の欄）に、選挙人本人が氏名を自書する。

なお、「点字投票」の場合には、内封筒を入れる前に、外封筒の表面に点字で署名させてください。

- e 不在者投票管理者に提出する。

(イ) 不在者投票をする者の中に次のようなものがあれば、発見しだい制止し、正しい投票を行わせてください。

- a 他人の投票をのぞき見している者
- b 選挙人同士で勝手に投票用紙を交換したり、代理記載している者
- c 候補者についてうわさ話や相談をしたり、投票依頼等をしている者

(ウ) 代理投票

a 心身の故障や読み書きが不自由であるため、自分で候補者の氏名を書くことができない選挙人に限り、不在者投票管理者に申請して、代理投票を行うことができます。

b 代理投票の申請があった場合、その事由があると認められるときは、不在者投票管理者は、不在者投票の立会人の意見を聴いて、その選挙人の投票の記載を補助すべき2人をそれらの者の承諾を得て定め、そのうちの1人に投票の記載をする場所において選挙人に代わって投票用紙にその選挙人の指示する候補者の氏名を記載させ、他の1人をこれに立ち合わせてください。(したがって、代理投票を行う場合には不在者投票管理者(または補助職員)、立会人及び投票記載補助者2人の計4人が従事することとなります。)この記載をした補助者は、他の1人の立会いのもとで、その内容を選挙人に読み聞かせたうえ、不在者投票用封筒(内封筒に入れた後、外封筒に入れること)に入れて封をし、その外封筒の表面に「その選挙人の氏名」を記載し、ただちに提出させてください(この場合は、代理記載した補助者の氏名を記載する必要はありません)。

c 代理投票の仮投票

(a) 不在者投票管理者が、代理投票の申請があった選挙人に代理投票をさせる事由がないと認めたときは、不在者投票の立会人の意見を聴いて代理投票の申請を拒否しなければなりません。

(b) 代理投票拒否の決定を受けた選挙人がその決定に不服がある場合または代理投票をさせることについて立会人に異議がある場合には、その選挙人に仮に投票させることとなります(このことを「代理投票の仮投票」といいます)。この場合は、代理投票の際、投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者の氏名も不在者投票用外封筒の表面に選挙人の氏名と共に記載させたうえで、提出させてください。

また、代理投票の仮投票があった場合は、仮投票になった事由に

つき事由書を作成し、選挙管理委員会に送付してください。

(エ) 点字投票

- a 最初に、不在者投票用外封筒を点字器にセットし、点字により署名をしてもらってください。
- b 点字用の投票用紙を交付する際には、必ず選挙人に選挙名を点字により確認してもらった後に、印刷面が上になるように点字器に投票用紙をセットしてあげてください。
- c 投票用紙への記載が終わったら、その投票用紙を内封筒に入れ封をしてもらい、その内封筒をあらかじめ署名の終わった外封筒に入れ、封をしてもらってください。

カ 不在者投票の受領

投票が終わった選挙人から投票(封筒)を受け取ったときは、外封筒の表面に本人の署名があるかどうか必ず確認してください。本人の署名がないと無効になりますので、注意してください。

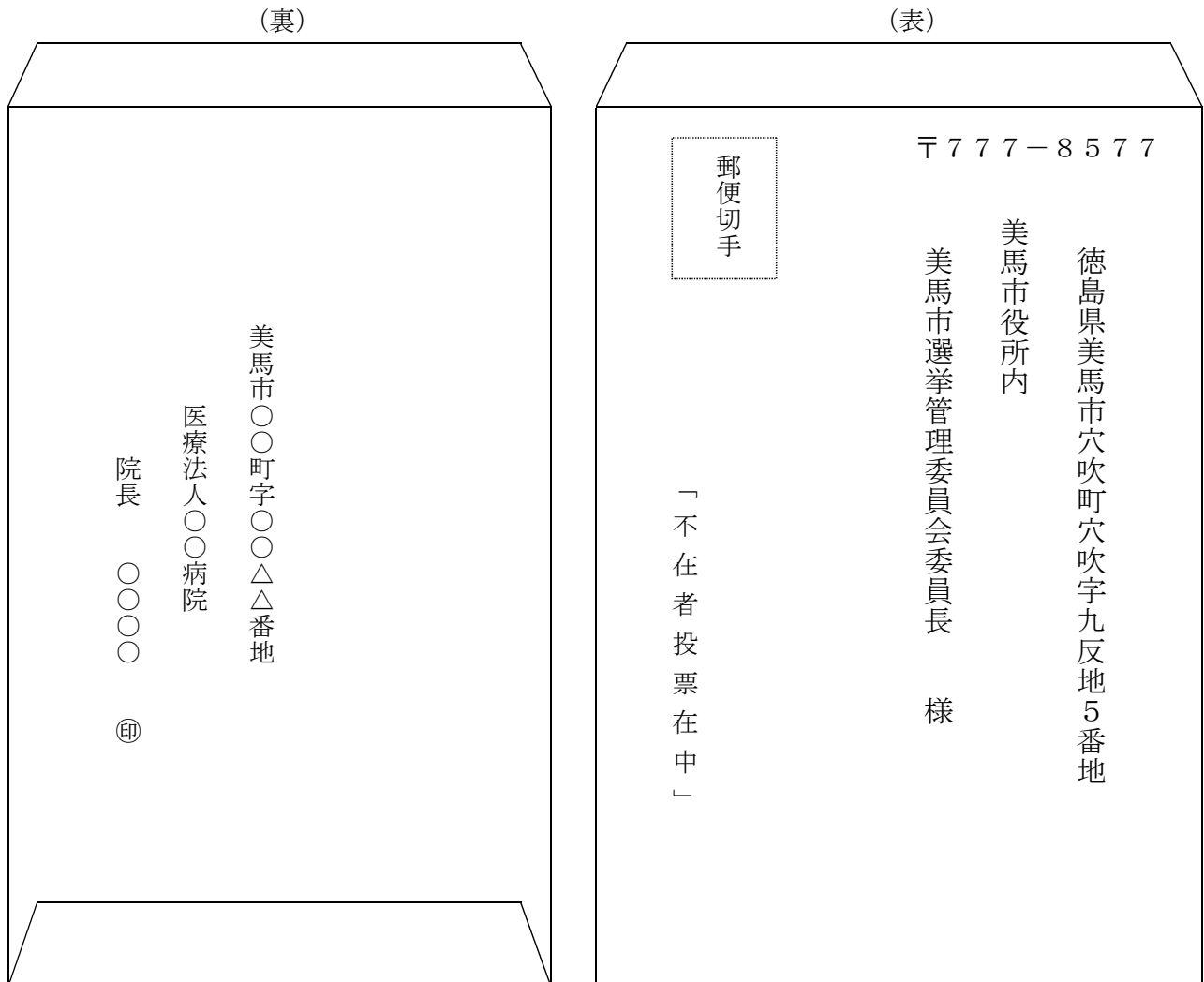
- ・ 外封筒の署名を忘れたり、指定病院等の長や職員が選挙人の氏名を記載することが絶対にならないようにしてください(代理投票の仮投票を除く)。

(6) 送致(郵送)

選挙人から投票の提出を受けたときは、不在者投票管理者は、次の要領で選挙管理委員会に送致(郵送)してください。(令第60条第1項)

- ア 不在者投票用外封筒の表面に、「投票年月日」、「投票場所」、「不在者投票管理者職氏名」を記載する。(ゴム印でも差し支えありません。)(P-16参照)
- イ 投票立会人に、必ず署名させる(自署に限る)。
- ウ 不在者投票用封筒を送致(郵送)用の封筒に入れ委員会に送致(郵送)する。
- エ 送致(郵送)用の封筒の表面には、「不在者投票在中」と朱書記載し、裏面には、不在者投票管理者の職名及び氏名を記入、押印する。

送致（郵送）用封筒の記載例



- 不在者投票による投票用紙は、選挙の当日の閉鎖時刻までに指定投票区の投票所に届けなければ不受理となります。郵送の場合は、所要日数を考慮して送付してください。

(7) 不在者投票の記録の作成

不在者投票を行った場合は、後日この投票について争訟が提起され調査を受けることもありますので、不在者投票事務の実施てん末を記載した書類（市長挙の投票実施てん末書）を作成し、おおむね次の事項を記載しておいてください。

- ア 選挙の種類
- イ 不在者投票年月日及び時間並びに場所
- ウ 不在者投票管理者並びにその補助者の職及び氏名

- エ 立会人の住所及び氏名
- オ 投票した選挙人の氏名
- カ 代理投票を行った場合は、代理投票した選挙人及び補助者（２人）の氏名
- キ 代理投票の仮投票を行った場合は、その事由並びに仮投票した選挙人及び補助者（２人）の氏名
- ク その他必要と認める事項

(8) 退院した者及び死亡した者の扱い

ア 退院した者

選挙の期日（１０月２日（日））までに退院（退所）する場合は、その指定病院等では不在者投票はできませんので、不在者投票の依頼後、選挙の期日までに退院（退所）予定となった選挙人に係る投票用紙は、不在者投票用外封筒表面に「退院（退所）による返還」と記載して、裏面等には何も記載せず、また、内・外封筒についても封をせず、そのまま委員会へ他の選挙人の投票済の不在者投票と一緒に返送してください。

イ 死亡した者

(ア) 不在者投票前の死亡

指定病院等で不在者投票前に死亡した選挙人に係る投票用紙等は、不在者投票用外封筒表面に「死亡による返還」と記載して、前記と同様に返送してください。

(イ) 不在者投票後の死亡

不在者投票をした後に選挙人が死亡した場合は、直ちに選挙管理委員会に電話で連絡してください。

この場合、折り返し選挙管理委員会から確認させていただきますので、よろしく申し上げます。

8 本人請求の事務

本人請求による不在者投票の場合は、事務の流れ（「6 不在者投票の種類」（P-6 参照）のうち、投票用紙等の請求・受領は選挙人自らが行います。

しかし、「投票を記載する場所の設営→投票の管理→選挙管理委員会への送付」は、代理請求の場合と同様に、不在者投票管理者が行わなければなりませんので、この部分の事務について、代理請求の場合と異なる点を中心に説明します。

(1) 投票用紙等の提示

入院中または入所中の選挙人は、自らが請求し委員会から交付を受けた「投票用紙」、「不在者投票用封筒（内・外）」、「不在者投票証明書」を不在者投票管理者に提示し、その点検を受けなければなりません。

(2) 投票用紙等の点検

ア 投票用紙の点検

提示された投票用紙が所定のものであるかどうか、候補者の氏名等がすでに書き込まれていないかどうか、点検してください。

候補者の氏名等がすでに書き込まれている場合は、不在者投票ができませんので、当該選挙人にこの投票用紙等を返還して、これを委員会に返送し、再交付の請求をするように指導してください。

イ 不在者投票証明書の点検

本人請求の場合は、選挙人本人であることを不在者投票管理者が確認するための資料として、委員会は、不在者投票証明書を交付しなければなりません。

この不在者投票証明書は、封筒に入れて封をして交付しますが、この封筒は、不在者投票管理者でないと開封することができません（令58条2項）。

したがって、すでに開封されているときは、この証明書は無効となり、不在者投票をすることができませんので、選挙人にこの不在者投票証明書を返還して、これを委員会に返送し、再交付の請求をするよう指導してください。不在者投票証明書及び同封筒の様式は、次のとおりです。

不在者投票証明書の様式

選挙	その他の事項	投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設の名称	選挙人の生年月日	選挙人の氏名
令和四年十月二日執行 美馬市長選挙		都府 道県 区市郡 区 町 大字 丁目 番地	明治 大正 昭和 平成 年 月 日生	

不在者投票証明書

右のとおり証明する。

令和四年 月 日

徳島県美馬市選挙管理委員会委員長 藪下秀世 印

- この証明書は、本人請求があった場合にのみ選挙管理委員会から本人に交付されるものです。

不在者投票証明書の入っている封筒の様式



- ・封かんの箇所には、選挙管理委員会の委員長印が押印してあります。

ウ 不在者投票証明書の送付

投票の送付に当たっては、不在者投票証明書および同封等も、必ず選挙管理委員会に送付してください。(代理請求に係る不在者投票と一緒に送付いただいても構いません。)

9 船員の不在者投票

不在者投票の代理請求の依頼をした選挙人が船員であるときは、船員がすでに交付を受けている「選挙人名簿登録証明書」の提出を求め、これを預かり、請求書と同時に委員会に送付してください。

「選挙人名簿登録証明書」は、選挙管理委員会において必要事項を記載し、これを投票用紙等と同時に返送しますので、直ちにその選挙人へ返還してください。

10 不在者投票経費の請求について

指定病院等で不在者投票を行っていただくための、投票用紙等の請求や不在者投票（封筒）の送付などに要する経費として、今回の選挙では、選挙執行経費基準法に基づき、不在者投票をした選挙人1人につき1,073円をお支払します。不在者投票を行った場合は、下記の経費請求書類を、委員会の事務局までお送りください。

(1) お送りいただく書類

○請求書（委任状）（※不在者投票に要した経費の請求書）

○内訳明細書

(2) 送り先・お問い合わせ先

〒777-8577

徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

美馬市選挙管理委員会事務局 TEL 0883-52-8002

(3) 注意事項

ア 原則として、口座振込（ゆうちょ銀行は不可）によりお支払します。

イ 請求者名、請求者印等に誤りがありますと、お支払することができない場合がありますので、以下の記載要領や記載例を参考に請求してください。

ウ 経費の請求は10月28日（金）までに行ってください。

(4) 記載要領

ア 請求書（委任状）及び内訳明細書の書き方については、以下の記載例をご覧ください。（請求書の記載例は【表3】に記載しています（P-27参照））

イ 請求書（委任状）の請求者及び口座名義は、すべて施設長（病院の医院長等）となります。請求者、口座名義を理事長、会計責任者等にする場合は、委任状を

提出してください。委任状の要、不要については、【表1】をご覧ください。(P-26参照)

また、請求書の請求者と振込依頼書の請求者は、必ず同一にしてください。

ウ 印について、請求書(委任状)、振込依頼書すべてにおいて、同一の印を使用しなければなりません。必要とする印の種類については、【表2】をご覧ください。(P-26参照)

また、印は必ず朱肉を使うものでお願いします。(シャチハタ等スタンプインクのもの、使用できません。)

【表1】委任状の要、不要

	請求書	振込依頼書		委任状		備考
	請求者	請求者	口座名義			
1	施設長 (院長等)	施設長 (院長等)	施設長 (院長等) 【もしくは施設名(病院等)】	不要		「〇〇法人△△会」など、法人名の口座は委任状が必要です。
2	施設長 (院長等)	施設長 (院長等)	法人名、理事長 会計責任者等	要	委任：施設長 (院長等) 受任：理事長、会計責任者等	施設長と理事長が同一人であっても委任状が必要です。
3	理事長 会計責任者等	理事長 (会計責任者等)	法人名、理事長 会計責任者等	要	委任：施設長 (院長等) 受任：理事長、会計責任者等	施設長と理事長が同一人であっても委任状が必要です。

【表2】必要とする印の種類

請求者等		必要とする印	備考
施設長(医院長等)	法人	①、②のいずれか ①施設名が表示されている施設長印 ②施設印と施設長印(私印可)	①もしくは②に法人名が入っていないならば、①、②に加えて法人印を押してください。
	法人以外	施設長印(私印可)	
理事長、会計責任者等	法人	①、②のいずれか ①法人名が表示されている理事長、会計責任者等の印 ②法人印と理事長、会計責任者等の印(私印可)	
	法人以外	会計責任者等の印(私印可)	

記載例

【表 3】

請 求 書

金 7,511 円

*「内訳明細書」を必ず添付してください。

積算内訳 1,073 円× 7 人 = 7,511 円

ただし、令和4年10月2日執行の美馬市長選挙における不在者投票に要した経費（内訳別紙）として、上記のとおり請求します。

令和4年 ○ 月 ○ 日

所 在 地 美馬市脇町大字脇町○○番地○

施 設 名 ○○病院

施設の長の氏名 美馬 太郎

取引金融機関名

施設等の正式な名称、所在地
であること

長病○
之院○
印院○

銀行名	△ △ 銀行 △ △ 支店
預金種目	1 普通 2 当座 口座番号 1 2 3 4 5 6 7
フリガナ	イリヨウホウジン○○カイ リジチョウ シコクサブロウ
口座名	医療法人○○会 理事長 四国三郎

*口座名義どおりでない場合、補正していただくこととなりますので、正確な口座名義を確認のうえご記入ください。

異なる場合

美馬市長 殿

この経費の受領者（上記口座名義人）が、施設の長以外であるときは、下記委任状に記入してください。

*受領者が施設の長と同一の場合は記入不要です。

委 任 状

上記請求にかかる金額の受領を医療法人

○○会 理事長 四国三郎

住 所 美馬市脇町大字脇町○○番地○

に委任します。氏名 美馬 太郎

令和4年 ○ 月 ○ 日

*先に押印した印と同じであること

長病○
之院○
印院○

*「内訳明細書」を忘れずに添付してください。

※ 記入上の注意点

- 金額の訂正はできません。
- 金額以外の訂正は、
 - ① 該当箇所に二重取り消し線を引き、
 - ② 請求者印を（訂正印として）押してください。
- 訂正に当たっては、修正液、修正テープ、砂消しゴム等は使用しないでください。
- 請求日は、不在者投票最終郵送日以降の日付を記入してください。
- 請求書の請求者を理事長、会計責任者などにする場合や、振込口座の名義が法人名や理事長、会計責任者などの場合は、委任状が必要です。

11 美馬市選挙管理委員会の所在地

名称	所在地	電話番号
美馬市選挙管理委員会	〒777-8577 徳島県美馬市 穴吹町穴吹字九反地5番地	0883-52-8002（直通）